

# 政管健保は平成20年10月

(政府管掌健康保険)

## 「協会けんぽ」 に変わります。

(全国健康保険協会)

### 全国健康保険協会



#### 1 組織や職員

職員は公務員ではなく、民間職員になります。



#### 2 サービス

民間のノウハウを積極的に活用し、サービスの向上を進めます。



#### 3 地域に密着した事業

事業主や加入者の皆様の声をお聴きし、地域の実情に応じた事業を展開します。



#### 4 仕事の仕方

職員の意識改革を行い、業務の効率化を進めます。

保険給付の内容は変わりません。

医療機関で受診された場合の自己負担の割合など、健康保険の給付の内容は変わりません。

被保険者証は引き続き使用できます。

平成20年10月以降順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在お持ちの被保険者証は引き続き使用できます。

各種申請等の窓口が変わる場合があります。

健保への加入や保険料納付等

社会保険事務所

保険給付や任意継続手続

協会の都道府県支部

厚生労働省・社会保険庁

【お問い合わせ先】

社会保険事務局またはお近くの社会保険事務所まで、10月以降は協会の都道府県支部までお願いします。

厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/>

社会保険庁ホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

# 協会けんぽに関するQ&A

## Q1. 被保険者証はどうなるの？

➤これまで政府管掌健康保険に加入されている方は、順次、新たな被保険者証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで現在の被保険者証(※)は引き続き医療機関等で使用できます。なお、10月1日以降加入された方には、新たな被保険者証が発行されます。

(※) 高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証等も同様です。

## Q2. 保険給付の内容はどうなるの？

➤医療機関の窓口での自己負担の割合や高額な医療費の場合の負担の限度額、傷病手当金などの現金給付の額や支給要件など、健康保険の給付の内容は、これまでと変わりません。

## Q3. 保険料はどうなるの？

➤本年10月の協会設立時の健康保険の保険料率は、9月30日までの政府管掌健康保険の保険料率(8.2%)が適用されます。

➤なお、協会において設立後1年以内に、事業主・被保険者が参画する運営委員会や各都道府県の評議会の意見をお聴きした上で、都道府県別の保険料率を設定することとなります。この場合、年齢構成の高い県ほど医療費が高くなったり、所得水準の低い県ほど同じ医療費でも保険料率が高くなることから、年齢構成や所得水準の違いは都道府県間で調整した上で、地域の医療費を反映した保険料率を設定することとなっています。また、都道府県別保険料率への移行に当たり、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置を講ずることとなっています。

## Q4. 健康保険の給付等の申請窓口や保険料の納付先はどうなるの？

➤健康保険への加入や保険料の納付の手続きは、従来と同様、最寄りの社会保険事務所(社会保険庁)において、お勤めの会社(事業所)を通じて行います。

➤傷病手当金等の健康保険の給付や任意継続等に関する申請の受付や相談は、協会の各都道府県支部で行います。また、円滑な移行を図るため、当面、協会の職員の巡回等により、社会保険事務所に申請の受付等の窓口を開設します。なお、健康保険の申請や届出は、来所していただくなくとも、郵送で行うことができます。

## Q5. 任意継続(退職後も任意で継続して健康保険に加入)の保険料の納付方法はどうなるの？

➤10月分以降の保険料は、コンビニエンスストアで24時間納付が行えるほか、一部の銀行のATM、インターネットによる電子納付を行うことができます。また、ゆうちょ銀行(郵便局)等の一部の金融機関では窓口での納付が行えますが、その他の金融機関では窓口での納付は行えません。取り扱いを行うコンビニエンスストア、金融機関については、10月分の納付書の送付にあわせて、お知らせします。(支部の窓口での現金納付は原則として取り扱いません)

## Q6. 健診や保健指導、貸付事業の手続きはどうなるの？

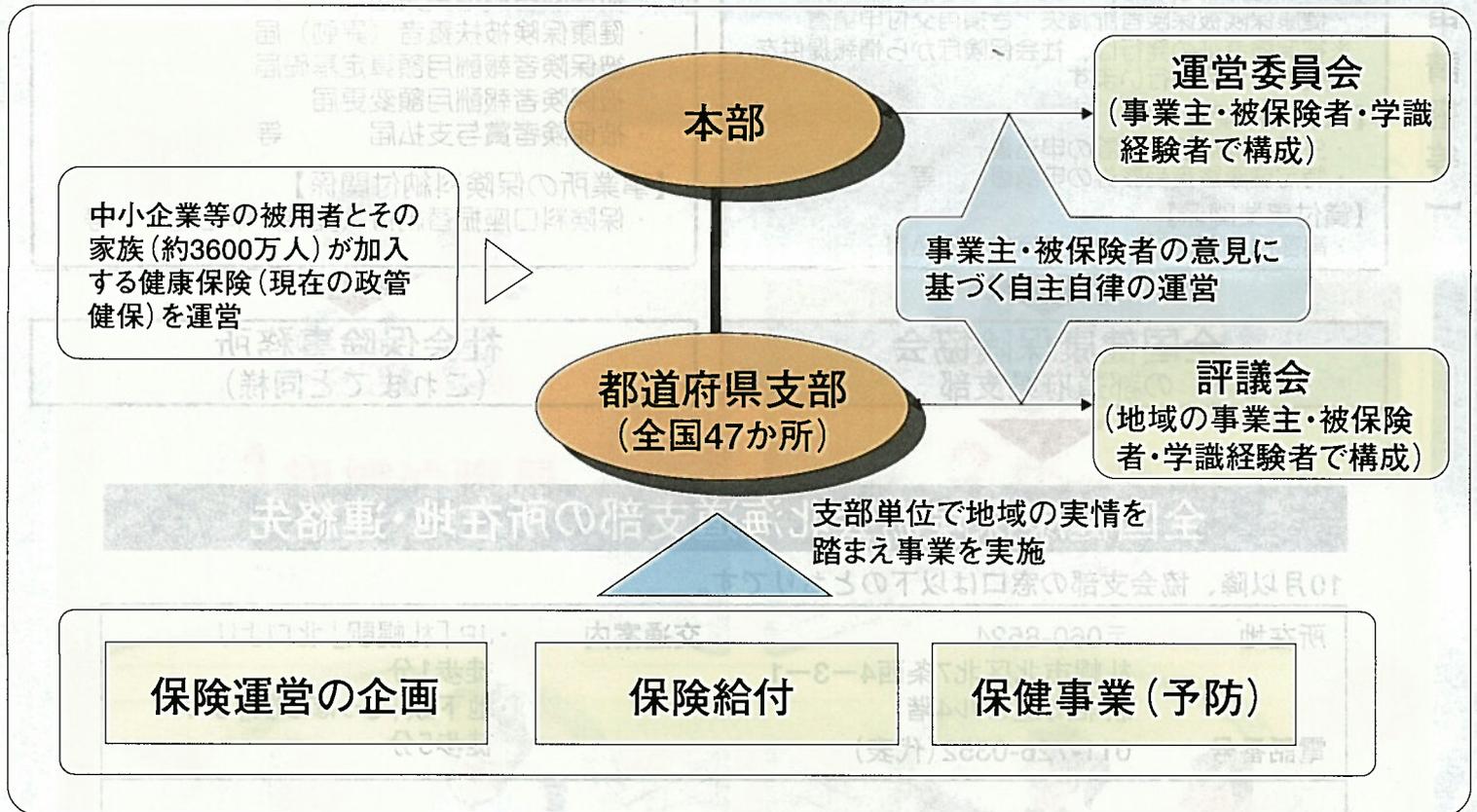
➤健診や保健指導の申込等の手続きについては、これまで社会保険健康事業財団支部で行っていましたが、10月以降は、全国健康保険協会支部で行います。

➤高額医療費等の貸付事業の申込等の手続きについては、これまで社会保険協会で行っていましたが、10月以降は全国健康保険協会支部で行います。

# 全国健康保険協会の概要

## Q7. 全国健康保険協会の行う業務は?

▶ 協会は、健康保険の保険者として、被保険者証の発行、保険給付、レセプト（診療報酬明細書）の点検、健診や保健指導等の保健事業などを実施します。



## 【協会けんぽの理念】

### 《基本使命》

協会は、保険者として被用者に係る健康保険事業を行い、被保険者等の健康増進を図るとともに、良質かつ効率的な医療が享受できるようにし、もって被保険者等の利益の実現を図る。

### 《キーコンセプト》

- ▶ 事業主及び被保険者の意見に基づく自主自律の運営
- ▶ 事業主及び被保険者への信頼が得られる公正で効率的な運営
- ▶ 事業主及び被保険者への質の高いサービスの提供
- ▶ 被用者保険の受け皿としての健全な財政運営

※「協会けんぽ」は「全国健康保険協会管掌健康保険」の愛称であり、

シンボルマーク(  )とともに、公募により選定されました。

# 健康保険の各種申請書・届出書の提出先はこちらです

【主な申請書等】

## 健康保険の給付や任意継続等に関する手続

### 【健康保険給付関係】

- 健康保険給付（療養費、傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、高額療養費等）の申請書

### 【任意継続被保険者関係】

- 任意継続被保険者資格取得申請書
- 任意継続被保険者住所変更届 等

### 【被保険者証関係】

- 健康保険被保険者証滅失・き損再交付申請書
- ※被保険者証の発行は、社会保険庁から情報提供を受けて協会が行います

### 【保健事業関係】

- 生活習慣病予防健診の申込書
- 特定健康診査受診券の申請書 等

### 【貸付事業関係】

- 高額医療費貸付・出産費貸付の申込書

## 健康保険への加入や保険料の納付等に関する手続

### 【事業所関係】

- 新規適用届
- 適用事業所所在地・名称変更届 等

### 【被保険者資格関係】

- 被保険者資格取得届
- 被保険者資格喪失届
- 健康保険被扶養者（異動）届
- 被保険者報酬月額算定基礎届
- 被保険者報酬月額変更届
- 被保険者賞与支払届 等

### 【事業所の保険料納付関係】

- 保険料口座振替納付（変更）申出書 等

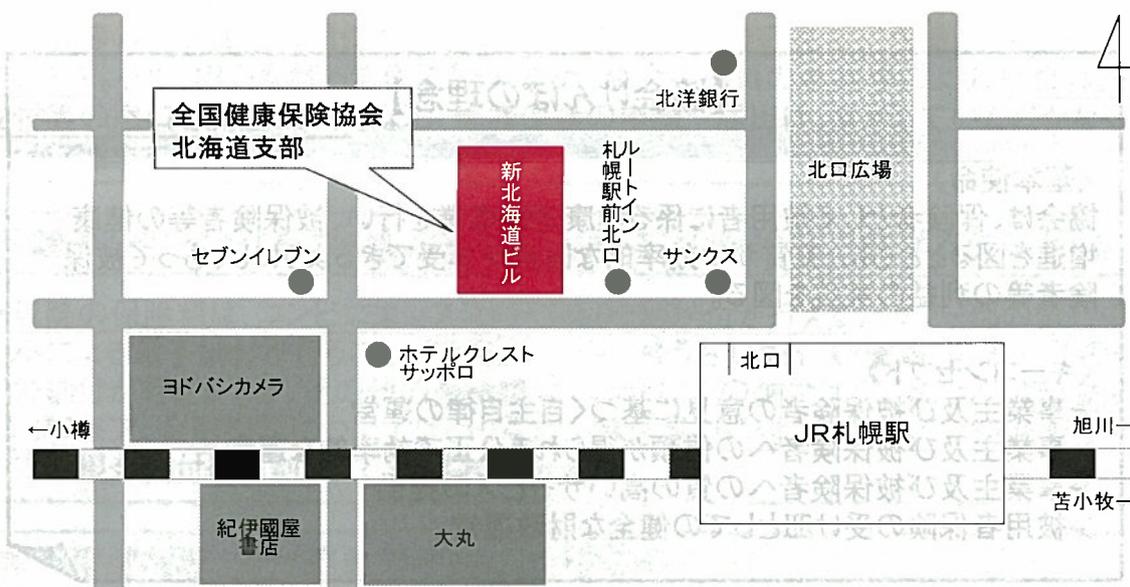
全国健康保険協会  
の都道府県支部

社会保険事務所  
(これまでと同様)

## 全国健康保険協会北海道支部の所在地・連絡先

10月以降、協会支部の窓口は以下のとおりです。

所在地	〒060-8524 札幌市北区北7条西4-3-1 新北海道ビル4階	交通案内	・JR「札幌駅」北口より 徒歩1分 ・地下鉄「さっぽろ駅」より 徒歩5分
電話番号	011-726-0352(代表)		



お問合せ先は、社会保険事務局や最寄りの社会保険事務所まで。本年10月以降は、全国健康保険協会の都道府県支部までお願いします。ご連絡先等については厚生労働省のホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 及び社会保険庁のホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) まで。

(注) 表紙については、政府広報から転載したものです。